

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染拡大は、依然高い水準で推移しています。特に、重症化リスクの高い高齢者の施設での感染対策が急務となっています。また、医療体制強化への取組も必要です。

さらに、経済活動へのダメージも大きく、感染収束が見通せない中で、市民生活への影響も長期化することを見据えると、さらなる対策の強化が必要です。

国と東京都に対して以下のとおり要望します。

### 記

#### (医療体制の強化)

- 1 各地域に設置されているPCRセンターの運営支援を強化すること。また、民間も含めPCR検査機関の体制をさらに強化すること。
- 2 市町村ごとに、検査数や感染経路など、個人情報保護に配慮しつつも感染予防策に必要な情報を開示すること。
- 3 重症化リスクの高い高齢者施設や障害者支援施設等での感染拡大を防ぐため、施設の職員や利用者に対する定期的なPCR検査を早期に実施すること。
- 4 PCR検査により陽性者が見つかった高齢者施設や障害者支援施設等については、施設の運営に支障が出ないように、支援を行うこと。
- 5 在宅で介護をしている者が感染により病院や療養施設に入ることになった場合、介護を受けていた者を一時的に受け入れる体制を構築すること。
- 6 医療機関における患者受入れ病床確保への支援を強化するとともに、重症患者のための人工呼吸器やエクモなどの機器導入や外来などの診療体制に対し人的・財政的な支援をすること。
- 7 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、都内の医療機関は、感染症の受入れや患者の受診抑制により診療報酬が激減し、各病院ともに経営が逼迫している。緊急的な東京都独自の支援策が必要であり、今後も継続して地域医療が確保できる緊急財政支援を行うこと。

- 8 新型コロナウイルス感染症患者などの診察や治療に携わる医療従事者に対する東京都独自の特殊勤務手当の支給に対する支援事業を、期限である9月30日以降も延長すること。
- 9 今後、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行することに備え、地域の実情に応じて、各医療機関等が発熱患者を有効に診療できる外来・検査体制等を整備すること。
- 10 都内保健所の体制をさらに支援すること。また、陽性患者の搬送については民間事業者への委託なども積極的に活用し、保健所業務の負担を軽減すること。
- 11 宿泊療養者・自宅療養者の実態を把握し、宿泊療養・自宅療養の基準を新たに定めること。

(経済活動への支援)

- 12 中小企業への経営支援として利用が増えている無利子・保証料補助の制度融資を大幅に拡充すること。また、受付期間を新型コロナウイルス感染拡大が収束するまで行うこと。
- 13 特に甚大な被害を受けている飲食業者等に対する支援を強化すること。
- 14 感染防止ガイドラインに沿った対策を進められるよう店舗や宿泊施設を支援すること。
- 15 普及が進んでいるテレワークについて、支援の仕組みを構築するとともに、セキュリティ対策も進めること。
- 16 感染拡大の影響により離職を余儀なくされた人や、内定を取り消された学生に対する再就職支援の体制を整備すること。
- 17 生活のセーフティーネットとして利用が増加している生活福祉貸付事業の拡充を図ること。

(その他)

- 18 小中学校でのオンライン教育に不可欠な情報機器や教材コンテンツの拡充、家庭の通信環境確保を進めること。
- 19 災害発生時において、新型コロナウイルスの感染リスクを防ぐため、広域的に避難所を確保する取組に対して支援するとともに、避難所を運営する市町村に対して、人的・財政的な支援策を講じること。

(自治体に対する財政支援)

20 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額など、自治体に対する必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和2年9月18日

(送付日) 令和2年9月24日

(送付先) 内閣総理大臣、東京都知事